

令和5年度 持続可能な地域コミュニティ構築支援事業
「地域コミュニティ（コミプラ形成地域）のモデル的な取組創出」
業務委託に関する企画提案募集要項

1 事業の目的及び概要

県では、地域の多様な主体が連携・協力して地域課題の解決を図る地域コミュニティ「コミュニティ・プラットフォーム（*1）（「以下「コミプラ」という）」づくりに向けた市町村や地域の取組を促進しています。

その一環として、複雑・多様化する地域課題を解決するため、コミプラ形成地域において、県と市町村、コミプラ、NPO法人等（受託団体）がそれぞれの特性を生かして協働（*2）で地域課題解決に取り組むモデル的な事業を実施するものです。

- ・ 事業の内容は、市町村が示す地域課題に係る「取組テーマ」に沿って、市町村やコミプラ、NPO法人等（受託団体）が協働で地域課題解決に向けて取り組むものです。（*県は事業の方向性の確認や助言等を実施）
- ・ 協働で事業実施を希望する団体等（3「応募できる団体等」参照）は、テーマを設定した市町村に事業の企画を提案し、事業内容等について両者の協議を整えて、連名で県へ応募することとなります。（9(5)「市町村との事前協議」参照）

*1：コミュニティ・プラットフォーム（コミプラ）

小学校区などの範囲において、自治会やNPO、企業などの多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む地域コミュニティのこと

*2：協働

共通の目標の実現のため、関係者が互いを理解し、それぞれの特性を活かしながら互いの自主性と自立性を尊重し、対等な関係の構築を図りつつ、責任と役割を共有・分担し、協力・協調し、成果を共有すること。

2 取組テーマ

別添の「取組テーマ」一覧のとおり

3 応募できる団体等

応募できるのは、NPO法人、ボランティア団体、その他非営利活動団体のほか、企業、大学等で、次の(1)～(5)の全ての要件を備えている団体等（以下「団体等」という。）です。

また、複数の団体による共同事業体で応募することも可能です。この場合、共同事業体の幹事団体は、次の要件を備えており、構成団体も(2)を除き要件を備えていることが必要です。

- (1) 定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- (2) 県内に事務を行う場所を有し、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること

- なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含めます。
- (3) 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
(NPO法人にあっては、応募時にこれが確認できない場合、企画採択後に定款変更認証申請を行うこと。)
 - (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
 - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体等
 - ウ 暴力団
 - エ 役員等が、暴力団員等であると認められる団体等
 - オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

※ 上記ア～ケに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。

- (ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (イ) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (ウ) 団体等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (エ) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ① 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - ② 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者

※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意してください。

- ・ 共同事業体を構成する団体の中から、県及び市町村に対する窓口として代表団体を選出すること。

4 対象となる事業

対象とする事業は、次の全てを満たす必要があります。

- (1) 市町村が示す「取組テーマ（取組テーマ、背景・地域課題）」に沿ったものであり、コミプラ形成地域における地域課題解決に向けて、団体等と市町村・コミプラが協働で取り組む先進的・先駆的な事業であること
- (2) 団体等の特性（専門性、柔軟性、自発性、個別性、多様性、機動性等）を生かすことにより、地域課題の効果的・効率的な解決が図られる事業であること
- (3) コミプラの持続可能な取組に資する事業であること

- (4) 事業終了後も実施地域での事業成果を生かした取組が見込まれる事業であること
(5) 県内の他地域（コミプラ）において参考となる事業であること
なお、施設の整備・改修や設備・備品の購入を主たる内容とする事業は対象外です。

5 事業費

上限額 1,500 千円（消費税込）

6 採択件数

1 件程度（事業費総額 1,500 千円以内で複数採択する場合もあり）

7 事業の実施期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日（金）

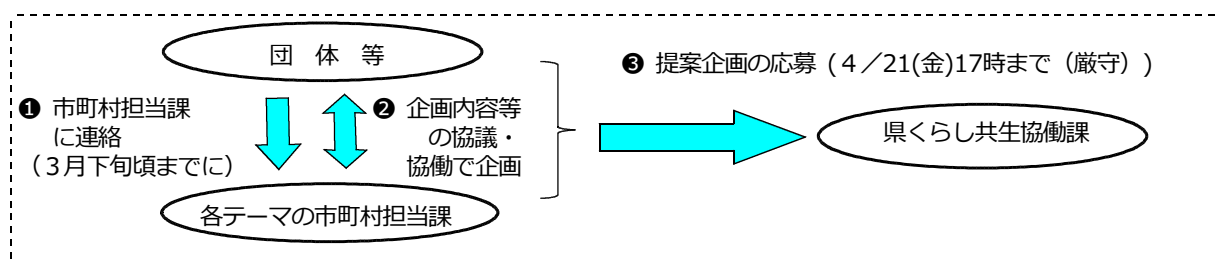
8 対象となる経費等

- (1) 対象となる経費
対象経費は以下のとおりとします。ただし、団体等の運営に係る経常的な経費は除きます。
人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、施設等整備費、設備・備品購入費等
- (2) 施設及び設備・備品の整備
ア 本事業における施設や設備・備品の整備は、事業の目的を達成するために真に必要不可欠であり、事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限るものとし、上限額は原則として総事業費の 1 / 2 以内とします。なお、本事業に地方創生推進交付金が財源として充当された場合は、国への協議が必要となり、承認を受ける必要があります。
イ 施設整備に国及び地方公共団体等の他の事業が活用できる場合には、それを優先するものとし、活用が困難な場合に限り、本事業の対象とすることとします。
なお、その場合、当該施設等の整備に係る経費に充当できる割合は、他の事業の補助率等（助成率、交付割合等）以下とします。

9 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間
令和 5 年 3 月 20 日（月）～ 4 月 21 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 応募方法
次の(3)の提出書類を応募先に郵送（信書便を含む）又は直接お持ちください。
※ファクスや電子メールでの応募は受け付けません。
- (3) 提出書類
次の書類を 1 部提出してください。
ア 応募書 【様式第 1 号】
イ 事業計画書 【様式第 2 号】
ウ 添付資料

- ① 団体等の定款，規約，又はこれに代わるものの写し
 - ② 団体等の活動（直近1年間の事業実績）及び類似案件の実績や応募事業の内容を理解するために参考となる資料
- エ 共同事業体応募構成届書【様式第3号】（※共同事業体で応募の場合のみ）
- (4) 提出の条件
- ア 提出された企画提案書は，返却しません。
 - イ 企画提案書は，選考にあたり必要な範囲において複製することがあります。
 - ウ 企画提案書の著作権は，応募団体に帰属します。
 - エ 採用された企画提案書の使用権は，鹿児島県に帰属します。
 - オ 企画提案書の作成に要する経費は，応募団体の負担になります。
- (5) 市町村との事前協議
事業実施を希望する団体等は，テーマを設定した市町村との協議が必要です。
企画提案に向けた市町村との協議を早めに（3月下旬頃までには）開始してください。
なお，市町村との協議の結果，応募できない場合もありますので，あらかじめ御了承ください。



10 審査・選考方法

- (1) 審査・選考
審査及び選考は，県において行います。
- (2) 事業内容等の確認
審査の過程で，応募内容に不明な点がある場合は，電話等で確認させていただくことがあります。
- (3) プレゼンテーション
審査に際しては，原則として事業についてのプレゼンテーションをお願いします。
■ プレゼンテーションの日時・場所
 - ・ 日時：令和5年4月28日(金)頃（予定）
 - ・ 場所：鹿児島県庁内会議室又はかごしま県民交流センター会議室（予定）
 * プレゼンテーションの日時等の詳細については，後日通知します。
 * プレゼンテーションは，原則として，応募団体である団体等と市町村の両者で対応することとします。
 * また，プレゼンテーションの出席に係る経費は，応募団体（団体等・市町村）の負担とします。
 * なお，オンラインでのプレゼンテーションも可能です。
- (4) 選考結果
選考結果は，全ての応募団体に対し，文書で通知します。

11 審査基準

- (1) 事業目的・内容の的確性
 - ・ コミプラ形成地域における地域課題の解決を目的とした先進的・先駆的な取組であり、他地域のモデルとなるものであること
 - ・ コミプラの持続可能な取組に資するものであること
 - ・ 事業目的や内容に重要性・緊急性があること
- (2) 事業内容の実現性
 - ・ 事業内容に具体性があり、実現可能なものであること
 - ・ 団体等の特性を生かすことができるものであること
 - ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること
 - ・ 市町村やコミプラとの役割分担が明確かつ妥当であること
- (3) 事業の継続性
 - ・ 事業終了後も実施地域での事業成果を生かした取組が見込まれるものであること
- (4) 事業費の妥当性
 - ・ 所要経費の積算は事業内容に対し妥当なものであること

12 事業の実施

- (1) 事業実施に向けた協議（事業採択後の協議）
 - ア 事業を採択された団体等（以下「実施団体」という。）は、県及び市町村と実施に向けた協議を改めて行います。
なお、協議の結果、事業内容の一部を変更する場合があります。
 - イ 県と実施団体は、上記アの協議に基づき、業務委託契約に必要な事業の仕様書を作成します。
- (2) 見積書等の提出
実施団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）は、事業費の見積書と下記の書類を県に提出します。
 - ア 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく「誓約書」及び「役員等名簿」【様式第4号】
 - イ 任意団体については、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面」及び「団体の目的等についての確認書」〔様式は別途提示〕
 - ウ 県税の納税証明書（各地域振興局・支庁の県税課（鹿児島地域振興局は県税管理課）で発行します。）
- (3) 契約の締結
県と実施団体は、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。
- (4) 事業進捗状況報告（中間報告等）
実施団体は、事業の進捗状況（中間報告等）について、市町村と内容を調整の上、県に報告します。（時期・様式等は別途指示）
- (5) 実績報告及び完了検査
 - ア 実施団体は、事業終了後、市町村と内容を調整の上、令和6年3月22日（金）までに事業実績報告書【様式第5号】及び収支決算書【様式第6号】を県に提出します。
 - イ 県は、実施団体からアの書類を受領した後、速やかに完了検査を行います。
- (6) 事業費の請求及び支払い

- ア 実施団体は、完了検査に合格した後に、県に対して事業費を請求するものとします。
- イ 事業費は、原則として完了検査後に支払いますが、必要に応じて前金で支払うこともできます。その場合は、その内容を業務委託契約書の中で定めることとします。

13 会計処理等

- (1) 会計区分
本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。
- (2) 会計帳簿類の保管
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度（令和6年度）から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。
- (3) 財産の管理
 - ア 事業完了後の財産の帰属
事業の成果品は原則として委託元である県に帰属しますが、協働事業の場合、実施団体等が相応の経費負担をする場合があり、その場合の成果物の帰属は仕様書等に定めることとします。
 - イ 財産の管理及び使用
本事業により取得し、又は効用の増加した財産の本事業完了後の管理については、契約の中で実施団体と県が取り決めます。
なお、財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業目的を踏まえた有効な活用を図るものとします。
また、本事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が5万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）が定める耐用年数を経過するまで、県知事の承認を受けずに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保、又は処分に供してはならないものとします。

14 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等
事業の実施状況及び実績の概要等を県のホームページ等で広く紹介します。
- (2) 実施団体における情報提供
実施団体は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとします。

15 事業のスケジュール

募 集	令和5年3月20日（月）～4月21日（金）午後5時まで（必着）
審査・選考等	【令和5年4月】 ○ 応募事業の審査による実施事業の採択 ○ 選考結果の通知，公表 ○ 事業の委託契約の締結
事業実施	【令和5年5月（委託契約締結日）～令和6年3月22日（金）】 ○ 仕様書に沿って事業実施 ○ 事業の進捗状況の報告（11月末頃） ○ 事業の完了，事業実績報告書の提出（令和6年3月22日（金）まで）

16 問合せ及び応募先

鹿児島県男女共同参画局 暮らし共生協働課 地域協働係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁行政庁舎9階
電話：099-286-2247 FAX：099-286-5524
Email：k-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp